

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年8月23日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画」策定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区では「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」第3条に基づき、文化及び芸術の振興を図るため「世田谷区文化・芸術振興計画」を策定し、取組みを進めてきた。

この度、これまでの取組みや社会情勢の変化、区民意識の状況等を踏まえ、令和6年度から4年間(予定)を計画期間とする「(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画」(以下「第4期計画」という。)の策定を予定しており、策定に向けて各種調査・分析及び国や都、他自治体の取組状況や社会動向等の情報収集、検討会議体の資料作成及び運営支援など、計画策定に係る支援業務の事業者を選定する。

(3) 業務内容

以下の項目について委託する。

外部環境変化の整理

区民を対象とした意識調査

区内文化・芸術団体等ヒアリング調査

現状分析と課題整理

調査及び分析結果報告書の作成

骨子案の作成

検討委員会の運営支援と議事録等の作成

工程表の作成

区担当課との打ち合わせ

(4) 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで(予定)

令和5年度に行う「第4期計画」策定支援業務委託についても、業務の履行が良好であること、令和5年度業務に係る予算の配当があることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

(令和5年度の履行内容：調査・評価等を踏まえた骨子、素案、計画案の作成、策定作業への助言、会議運営支援等を予定。)

(5) 履行場所

区が指定した場所

2 参加資格要件

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当するものでないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(I S M S)適合性評価制度」の認証を取得していること。
- (6) 平成29年度以降に官公庁の同種・類似の調査分析及び行政計画策定支援業務を受託した実績があること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価項目

提案書は、以下の内容について採点方式により評価する。

- (1) 企業信頼度
 - 入札参加資格の共同運営格付け等
- (2) 事業者及び担当者の業務実績及び業務経歴等
- (3) 業務の実施体制
- (4) 業務の実施に必要な事項についての理解度等
 - 文化・芸術振興に係る法令、国、東京都および世田谷区の計画
 - 世田谷区の文化・芸術振興環境の実態認識
 - 世田谷区の文化・芸術振興を推進するうえでの課題認識
- (5) 業務の遂行力
 - 「第4期計画」を的確かつ効率的に作成する手法・能力
 - 「第4期計画」策定検討委員会の運営支援等を的確に行う支援能力
 - 工程計画の管理能力
- (6) 提案内容の明確性、実現可能性
- (7) 見積金額及び内容の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

〒156 - 0043 世田谷区松原6 - 3 - 5 梅丘分庁舎3階

電話：03 - 6304 - 3427 ファクシミリ：03 - 6304 - 3710

Eメールアドレス：SEA02408@mb.city.setagaya.tokyo.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間：令和4年8月23日(火)から9月5日(月)午後5時まで
場所及び方法：ホームページ及び上記(1)に記載の担当部課
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和4年9月5日(月)午後5時まで(必着)
提出場所：上記(1)に記載の担当部課
提出方法：持参または郵送(締切日必着。郵送は、書留郵便に限る。)
- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和4年9月28日(水)午後5時まで(必着)
提出場所：上記(1)に記載の担当部課
提出方法：持参または郵送(締切日必着。郵送は、書留郵便に限る。)

6 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者の失格について
- ・提出書類に虚偽の記載をした提案者は、失格とする。
 - ・参考見積書の金額が提案限度額を超過した提案者は、失格とする。
- (3) 事業者からの提出物は返却しない。また、企画提案書等の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書の内容を無償で使用する事ができるものとする。
- (4) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、区担当所管課の了承を得なければならない。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約保証金：免除
- (7) 契約書作成の要否：要
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
担当所管課、区ホームページ、区政情報センターなど
- (10) 区は、世田谷区情報公開条例に基づき、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (11) 特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けされた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。なお、令和5年度の予算配当を条件に、令和4年度の業務実績が良好と区担当所管課が判断した場合、令和5年度も引き続き同事業者と契約を締結する。